

逗子市健康増進・食育推進計画担当者会議の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、庁内において、健康増進・食育推進計画に関する各事業の調整や実施状況の情報を共有化し、当該計画を効果的に推進するため、逗子市健康増進・食育推進計画担当者会議（以下「担当者会議」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 担当者会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 逗子市健康増進・食育推進計画の推進に関すること。
- (2) 健康増進・食育推進施策の調整に関すること。
- (3) その他健康増進・食育の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 担当者会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は国保健康課長、副会長は国保健康課健康係長をもって充てる。
- 3 委員は、健康増進・食育推進に関する事業を行う課に所属する職員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、担当者会議を総理し、担当者会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 担当者会議は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 担当者会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 担当者会議の庶務は、国保健康課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、担当者会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。